

天草における農地改革

大田 遼 一 郎

目 次

- 一、はしがき
 - 二、栖本村の概況
 - (一) 郡情
 - (二) 郡内における位置及び廣さ
 - (三) 人口戸數
 - (四) 耕作面積
 - (五) 作付農產物種類及び作付延面積
 - (六) 主要農產物生産量及供出量
 - (七) 經營面積
 - (八) 土地所有關係
 - (九) 専業兼業狀態
 - (一〇) 家畜飼養頭數
 - (一一) 原動機所有農家數
 - (一二) 村の特色と現状
 - (一三) 農地改革の基底としての土地所有關係の要約
 - 三、農地改革前夜における郡・村民の動向
 - (一) 終戦後の空氣
 - (二) 農民組合結成の氣運
 - (三) 郡内他村の動き
 - (四) 農地改革啓蒙宣傳及び農民組合の成立
 - (五) 「地主團體」の發生
 - (六) 農地委員選舉
 - (七) 村長選舉及び村會議員選舉
 - (八) 農民組合設立後の政治的傾向
 - 四、農地委員會の運營狀況
 - (一) 初期
 - (二) 中期
 - (三) 後期
 - 五、農地改革の諸成果
 - (一) 一筆調査の實施とその結果
 - (二) 買收買渡狀況
 - (三) 題及買
- 天草における農地改革

- 收及び土地取上處理狀況
- (四) 開放後の諸狀況
- 六、農地改革による農民層の變化
 - (一) 「超過」地主の解體過程
 - (二) 打田部落における農民層の分解過程
- 七、むすび

一、はしがき

私の報告は、熊本縣指定研究村である天草郡栖本村を調査研究の對象とした、特殊の島嶼地帯、低位生産地帯における農地改革についてである。

天草郡は、島山として平坦部が少く、耕地面積が狭小であり、しかも田、棚田、段々畠が多い。表土は淺く、地力もやせ、生産力の極めて低いところであり、農業經營、技術もおくれている。輸送、市場等の條件に制約されて農產物の商品化も未發達である。經營規模の極零細性と共に、地主層にも限界性があり、小地主的土地所有と零細土地所有が特徴的である。農民層の分解もまた、先進地帯に比較すれば未分化狀態である。従つて、この

ような社會經濟的諸條件の下における農地改革は、當然全般的な類同性は缺くものであるが、第二次農地改革を通ずる一般的な傾向は、種々の屈折、抵抗をうけながらも、何らかの形態でみずからをつらぬいてゐるのではないか、むしろそれはある場合には、端的な縮圖的な様相であらわれているのではないか、若しそうだとすれば、そのような方向、傾向を検出することによつて、この報告はささやかな一般的意義をもちうるかも知れない。

さらに私の村は、(一)天草上島最大の村であり、耕地面積も比較的に多く、主食の生産量、供出量においても全郡五八カ町村のうち二、三位にある、いわば天草の代表的な村とみなしうること、(二)農地改革の進行状況が最初極めて困難であり、ジクザクのコースを経ながら後期において急速に立ちなおし、最終の段階においては郡内優良委員会と目されるまでに顯著な成績をあげたことによつて、この村の農地のあとをたどることは、農地の歴史の上においても、特殊な意義をもちうるのではないかと考える。

以上のような意味をもつ村の農地改革が、(一)どのような形態、方法で行われたか、(二)どの程度、限界まで、またはどのような實質的内容をもつて行われたか、(三)行われた限りにおいて、改革が村の農業生産力、農業經營に、農民層の分解、階層的變化に、指導層の交替、村行政、農村自治の方向に、いかなる影響をもたらしたか。

それらの問題を、改革の進行、成果をあとづけながら、検討していきたいと思う。

二、栖本村の概況

(一) 郡 情

天草全郡五八カ町村は左のように分れてゐる。

上 島 一九村

八代海（不知火海）に東南面、有明海に西面。町はない。

殆んどが沿岸零細漁業をふくむ農漁村であるがその形態はおおむね主農従漁である。

下 島 三三町村

天草灘及び東支那海に西面。地方事務所々在地本渡町をはじめ、いわし漁港牛深のほか二江、富岡の各町をふくむ。北中南各部に小炭礦地帯、中西部に陶土地帯を有し、産業經濟的比重は上島よりは高い。八カ村が海に面しない純山村で、他は上島と大體同傾向の農漁村である。

大矢野島 四町村

酪農地帯、登立町がある。

その他離島 二村

純然たる漁村である。

(二) 郡内における位置及び廣さ

栖本村は上島の南部、八代海に面する。山を境として九カ村に隣接している。舊幕時代古江、湯舟原、馬場、打田、河内の五カ村であつたのが、町村制施行の際統一されて一村になつたために、隣接の村々に數倍する戸數、人口、面積をもつてゐる。従前

の村名は現在大字の名稱となつて残つてゐる。

上島最大の村であり、米麥生産量も下島の一町田、宮地村と相ならんで常に郡内二、三位である。

村の廣さは、二・〇九方里、東西一里一八町、南北一里一三町である。前記五部落のうち河内、打田部落が全く海に面しない山間部である。

三 人口戸數

調査月日	世帯數	人口數
21. 4. 26	1,022	5,212
22. 10. 1	1,138	5,733
23. 1. 31	1,113	5,797

二二年八月の臨時農業センサスによれば農家數八八九、農家人口五、〇二二であつた。當時漁業戸數一三〇で、その後漁業戸數には大きな變動はないとみられるので、現在の非農家數は九十餘である。

二二年秋の國勢調査を二二年春に比較すれば、戸數人口共一〇%強の増加であるが、その内容は殆んど大陸、滿洲方面からの引揚者及び復員者である。朝鮮、臺灣からの引揚者は二一年春までに大體歸村しているし、引揚者はその最も多い時期において七百名を超えていたから、その比重の高いことが注目される。

二二年農家人口調査による農家戸數は前記一、〇二二のうち七五九である。従つてセンサス當時には一三〇戸増、一五%増となる。その内容は引揚歸農が大部分で、若干の二、三男分家等をふくむ。農業定着率の高さを示すと同時に村の人口に對する滞留、

壓迫度の強さをうかがうに足るであらう。

漁業者は大多數が專業化しており、湯舟原部落内で特殊の漁民部落を形成している。大がい三、四畝とまりの自作畑地を持ち、麥、甘しよ、蔬菜をつくつてゐるが、主食不足を若干補うに足る程度である。古江、馬場部落の海岸地帯には半農半漁的な形態のものが約二〇戸ある。

なおセンサス當時において、一六―二五歳七〇、二六―四〇歳一二、計八二の出稼世帯員があつた。出稼先は福岡縣遠賀郡邊の農家奉公及び熊本縣の小製絲工場などである。

四 耕作面積

	耕作面積 町	戸當 平均 一反
田	294.4	3.3
畑	157.6	1.7
計	452.0	5.0
林	422.4	—

センサス面による數字は上のとおりである。一戸當の平均田畑面積五反であるが、それでも天草の村としては最上位に屬する。

田 作付農産物種類及び作付延面積
センサス當時、水稻二九四町、はだか麥二〇〇町、小麥四三町、甘しよ五八町、だいこん七町、その他蔬菜一〇町、果樹七町、煙草一二町、桑園三〇町が主なものである。

はだか麥と小麥においては前者の比重が高いこと、甘しよが多く蔬菜類は自家用菜園程度にすぎぬこと、果樹は適地であるに拘らず比較的少いことが注意される。煙草は二三年度において二九町に激増した。養蠶は曾て盛んであつたが、現在衰微している。

主要農産物生産及供出量

	水稻	麥	甘しよ
總收量	4,721 石	1,925 石	319.8 千貫
供出量	1,540 石	1,027 石	126.0 千貫
平均反	1.65	0.8	270

二三年度統計によれば上のとおりである。同年度において水稻は保有量の一割二分、麥は同一割五分をくいこんで供出された。

平均反當收量の著しい低さが注目されるが、水稻の同年度天草郡反當平均一石三斗であつたから、郡内では最も高い水準である。熊本縣各郡中三石線を廻つてゐるのは阿蘇郡の一石七斗と天草郡だけである。

經營規模

センサスによる階層別・經營規模別農家数は左表のごとくである。

階層別 經營規模	自作	小作	小作	小作	計	百分比
土地を耕作しないもの	-	-	-	-	-	-
3反未満	-	27	157	36	220	24.8
3—5反	212	64	42	62	380	42.7
5反—1町	211	9	14	-	234	26.3
1—1.5町	55	-	-	-	55	6.2
1.5町以上	-	-	-	-	-	-
計	478	100	213	98	889	100.0
百分比	53.8	11.2	24.0	11.0	100.0	

不耕作者すなわち専業養鶏、搾乳、養蜂業者等は一戸もない。一町五反以上の經營は一戸もないことになつてゐるが、上位農家ほど過小申告の傾向があり、後に農地臺帳作成のための一筆調査の結果では、二三年八月

當時一町五反以上の農家が七戸あつた。が一方、五反以下が六七%を占めることは、全體として經營の極零細性を示す指標となるであらう。當村の規模において、五反以下を小農乃至下層農とすれば、五反—一町は中農、一町以上が上層農乃至「富農」と一應いひうるであらう。ただし當村の「富農」といへども先進地帯においては中農程度、當村の中農は小農の範ちうを出で得ないであらう。

階層的にみれば、地主自作をふくむ自作層が半以上を占めてゐるが、そのうち三—五反の小經營と五反—一町の中經營が匹敵する。

階層別 經營面積	3反未満	3—5反	5反—1町	1—1.5町	計	百分比
貸付地のないもの	78	265	202	50	595	67.0
2反未満	82	65	5	-	152	17.1
2—5反	24	34	18	-	76	8.6
5反—1町	36	12	6	-	54	6.1
1—2町	-	3	1	2	6	0.6
2—5町	-	1	2	2	5	0.5
5町以上	-	-	-	1	1	0.1
計	220	380	234	55	889	100.0

經營はこの層にのみ集中してゐる。自作では三—五反が、自作では三反未満が壓倒的であること、純小作は比較的少なく、しかも五反未満のみであることが注目される。

土地所有關係

同じくセンサスによる貸付耕地面積別農家数は上表のごとくである。

本表もまた全體として過小申告を伴うものと考えられる。すなわち後述の一筆調査の結果では、センサス當時土地引上の相當進行していた時期においてもなお、一町以上の貸付地所有者は二五戸を數えており、本表の示す數字の倍以上である。が土地所有の一應の傾向をあらわすものとしてみれば、全農家數の六七％は貸付耕地をもたないものであり、貸付地所有者二九四名中五反以下の零細貸付地所有者は二八名すなわち七七％であり、「地主的性質を有する土地所有者は、一町以上の一二名、實際の調査によれば二五名にすぎない。

	所有 者數	自作 地	小作 地	計	百分 比
在村地主	882	369	105	474	92.0
不在地主	148	7	34	41	8.0
計	1,019	376	139	515	100.0
百分比	-	73.0	27.0	100.0	-

自作地、小作地の面積は、センサス面では田畑合計所有地二四五町五、借入地四八町九、計二九四町となつており、何かの間違ひで田面積のみの集計かと推察せられるが、實際の狀態とあまりに喰いちがうので使用に堪えない。農地委員會が行つた調査の結果では、二三年六月現在上表のごとくであつた。

この數字は、實態調査の結果明かとなつた取上地一九町を自作地にふくむため、二〇年十一月當時にさかのほれば、自作地は三五七町、小作地一五八町であつたことになる。

「在村地主」の内譯は、「超過」地主

すなわち買収對象地主（天草郡における制限面積自作地一町歩小作地六反）三五、買収對象外地主二四七のほか多數の零細自作地をふくむ自作地所有者六〇〇名である。

不在地主中には、二〇年十一月當時不在であつてその後歸村した現在村内地主一九名及び隣村からの入作地主一名をふくむ。

四 専業農家狀態

センサス面では次表のごとくである。

種 類	經營規模	3反未	3反5反	5反1町	1町以上	計	百分 比
専業農家	専業農家	55	186	188	55	484	54.4
兼業第一種	主農從他業	58	95	10	-	163	18.3
兼業第二種	主農從他業	90	84	23	-	197	22.2
兼業第一種	主他業從農	7	10	1	-	18	2.0
兼業第二種	主他業從農	10	5	12	-	27	3.1
計		220	380	234	55	889	100.0

専業五四％、兼業第一種四〇％を示しているが、専業農家といへども完全に専業化しているのは上層農であつて、他層は實際には何らかの兼業、小副業をいとなんでいるのが普通である。がその度合の稀薄なものを専業にかぞえたとなれば、村の産業における企業面及び賃労働對象の狭さが、やむを得ざる自營、自給化に追込んでいゝものとみるべきであらう。

五 家畜飼養頭數

馬は極めて少ないが、牛の飼養數は異常に高い。センサス當時の狀態は次のごとくである。

種類	経営規模	3反未満	3-5反	5反-1町	1町以上	計
所有家数	電動機	-	-	3	3	7
所有家数	石動機	2	2	3	7	10
所有家数	原動機	2	2	6	10	

町八〇%、一町以上となれば一〇〇%である。

(一) 原動機所有農家数

同じくセンサス當時の數字によれば上表のごとくである。

村全體で僅かに一〇臺、所有農家數も一〇戸にすぎない。五反未満農家のそれは精米業を本業とするもので、五反以上農家のものは移動賃摺りに用いられているのが大部分である。

(二) 村の特色と現状

村の八〇%までは、米、麥、甘しよを

馬は農用役畜ではなく、杭木、薪炭等の運搬用に當時使用されている。牛の飼養率は農家數八九に對し〇・七三である。總頭數と作業使役數との差二一四は仔畜であつて、セリ市を通ずる販賣を目的としている。運搬、役畜、堆厩肥取得用のほかに、農家の最大關心事としてゐるものは、この「産糞」經濟である。だが三反未満農家の牛飼養率は一七%にすぎず、三・五反において七〇%、五反一

主體とする主食生産農家であるが、自然條件の劣惡に加うるに、耕地面積の狭小分散、經營面積の零細性、經營、技術内容の立ちおくれ、商業的農業の未發達、引揚歸農人口の壓迫等によつて特徴づけられる典型的な低位生産地帯である。従つて林産、畜産、果樹、養蠶等の兼副業に依存する度合が強いが、その兼副業もまた耕種生産のとほしきを辛うじてカバーする家計補充的性質のものである。

島の外部との、また内部における交通輸送の不便、大消費地への遠隔、島内企業若は農村加工業の未發展、附近労働市場の狹隘性、島内農産物市場消化の限界性等のために農業經營、技術及び兼副業の方式は低いブリミティヴな段階に停滯している。

兼副業の重點は現在、(一)山林經濟、(二)養畜部門、(三)工藝作物特に烟草栽培等に集中している。山林經濟は全階層農家にそれぞれニュアンスをもつて最も大きな比重を占める。山林は殆ど地主及び上層農家に獨占的に所有せられてゐるので、それらの層には坑木、薪炭材の伐採、賣却、仲買により、資本蓄積若は補充の可能性があたえられてゐるのに對し、中下層農家は小規模の炭焼き及び木材、薪炭材の運搬による山林賃労働收入に主として依存する。

養畜部門はさきにも述べたように、上中層農家にとつては、牛の「産糞」及び買替えによる現金收入を目的とする。役畜、運搬、堆厩肥とりとしての牛飼養の意義は小さくはないが、農家經濟からみればむしろ副次的である。

煙草栽培は、他農産物價の格安に比し、生産賠償金が比較的有利となつた關係から増加しつつある。しかし勞力、費用、肥培管理の點からみて、上中層農家に集中している。

さらに中農にとつて、甘しよを原料とするしうちう蜜造が行われていたが、屢次の取締強化によつて殆ど困難になつた。

戦後インフレーション進行の過程において、農産物ヤミ價格の一时的昂騰による「農村繁榮」は、二三年春から二三年春頃まで、島の村々にも波及した。が島外、島内からの及び村内におけるヤミ需要の減退と、保有量に喰いこんでまでの主食供出の強化は、一部農家を除いてヤミ賣利得を殆ど全く不可能にした。當村は主食に比較的餘裕のある村とされているが、それでも二三年度において全農家のうち、完全保有農家はその半数にすぎず、五反以下程度の農家は二月から十月までの間において、早かれおそかれ還元配給をうけている。

二三年春における所得税更正決定は、それまでの農家の蓄積預金を、特に中小農層から吸収しつくしたとみられる。二三年度供出代金の農業協同組合からの引出は、上層農家においてはなお緩慢であるが、中下層農家においては急迫的な傾向を示している。シェレ擴大もまた、肥料、農機具等と農産物價格との一般的關係は別として、セリ市における仔牛賣却の相場が二三年春二萬五千圓、同年夏及び冬において一萬四、五千圓平均に下落している。それは村民がいう「仔牛一頭で春には自轉車が二臺買えた。夏には一臺になつた。冬には一臺も買えなくなつた」との言葉に

も端的にあらわれている。

戦前大草は海外出稼、娘の身賣り、女工應募、福岡、熊本への百姓年期奉公、或は大分、宮崎等へのむしろ打廻りで著名であつた。戦後の「繁榮期」において、離村出稼現象はやや鈍くなつていたが、二三年春頃からこの傾向は再び眼立ちつつある。もちろん「貧小農」層からである。中農層からも二、三男の離村傾向が強い。

なお漁業者は村の一〇%強を占めるが、地先水面の小規模ないわし舟曳網と一本釣の零細沿岸小漁業であつて、水揚高も村内自給程度にも足りない。前述のように、極く小面積の畑地を先祖傳來の自作地として大がいの漁家が所有しているが、農革には大部分が無關係であり、従つて農革に對する關心も極めてうすい。村の今次の農地改革は、かかる背景と推移のうちに行われた。

(三) 農地改革の基底としての土地所有關係の要約

以上のような關係が集中的に表現され、また農革にとつて本質的な關係をもつ土地所有形態を要約すれば、まず大土地所有は例外的である。當村の場合も、十町以上地主一名、五町以上一名、他は二―三町程度の小地主が壓倒的である。と同時に、保有制限面積以下の零細貸付地所有者の多數なことが特徴的である。従つて戦前的高額小作料の下においても、寄生的、半寄生的な不耕作地主は極めて少數であり、大部分は地主兼自作、自作兼地主の形態をとつていた。

戦前における物納小作料時代の小作料率は左のごとくであ

つた。

	反 収	小作料率	割 合	
上 田	二毛作	八俵	五俵	六二%
中 田	一毛作	五俵	三俵	六〇%
下 田	同	三俵	一・五俵	五〇%

五斗俵稲が基準で、小作料率は上田で一般に二畝一俵とされていた。畑の場合は上田で反一〇圓、中田七圓、下田五圓程度であった。

かかる土地所有形態の下において、戦後の食糧逼迫、農事實施復員引揚による人口の増加滞留が、小地主をして食糧確保、經營維持を名目として無數の土地取上におもむかしめたこと、これに對する小作層においても、たださえ零細な經營面積をさらに縮少せしめられることとなるために、土地取上紛争が深刻困難であつたことは容易に想像されるであらう。戦後農村民主化の氣運のうち、小作層は天草の各村において、耕作權の確保と土地買受の積極化のために農民團體を組織して、農地の推進をはからんとしたが、組織の性格、指導者のイデオロギー、傾向、村民の意識形態のズレなどからしても、農地の進行ぶり、實現の仕方は、獨特の様相をとらざるを得なかつたといふことができるであらう。

三、農地改革前夜における郡・村民の動向

(一) 終戦後の空氣

戦時中、村に縁故のある戦災者や疎開者が若干いたが、その數

は極めて少く、終戦と共に急速に大量に増加したのは復員者、引揚者であつた。がこれらの都會的・海外的要素は、みずからの生活を顧慮するのにあわただしく、最初のうちは村の生活の諸部面に目立つた變化ともたらさなかつた。

天草郡はかつて政友會と憲政會の政争のはげしかつたところであり、特に柄本村は政友會の強力な地盤とされていた。二十八町歩の山林と十五町の田畑を所有していた村内最大の地主が、郡全體の自由黨支部長に推されており、終戦時の村長もまた、かつて十數町の村内大地主であつたのを、政治と事業で蕩盡したといわれるだけに、政友會系の有力な縣會議員であつた。従つてその系統による政治的支配が、ゆるぎなく村をつらぬいていた。

第一次農地改革の間に、地主の土地取上は開始されたが、それらはすべて従前のおり當事者間の話合であつて、紛争の表面化したものは殆どなかつた。一般の農民もまた農地の問題、總司令部の「農地改革に関する覺書」等に對しても關心薄であつた。

(二) 農民組合結成の氣運

天草郡は戦前から、農民運動にとつての全くの處女地であつたが、いわゆる農村民主化の氣運が、農民團體結成となつてあらわれだしてきたのは、終戦後はぼ一年を経てであつた。當村においても二一年八月頃、小農地帯といわれている古江部落に「農民クラブ」という小團體がうまれた。だがその性格は何ら急進的なものではなく、その創立趣意書をみても「敗戦後苦難の中において

同胞愛相互扶助に基く」親睦團體であり、その事業も「一、農耕地の整理、開墾事業の指導 二、農耕作物の改良並に種子の選擇 三、農産物の販賣 四、食糧農産物の増産研究指導 五、食生活の改良實施研究 六、自作農創設事業資金の斡旋 七、自作、小作、地主の權利擁護 八、關係諸官廳との連絡」といつた式のものであり、會員の構成も「地主、自作、耕作農及海外引揚者を正會員となす」となつてゐる。このクラブの提唱者は、海外引揚の老人とその甥の滿洲開拓團歸りの青年であつたが、前者は村を出てから四十年、税關吏、會社員等を経て、終戦時には朝鮮で鐵山會社の重役をしてゐたという經歷の人物である。兩者共「應」進歩的」ではあるが、思想的色彩はなく、農民運動に關する經驗等は全くない。また最初の間外部との連絡もなかつたことは、前記の羅列的な事業内容からみても察知できよう。ただクラブ設立の動機となつたものは、提唱者の言によれば「同年夏に行われた郡内の供麥奮闘が、昔ながらの官僚的なやり方であり、それを受けとる農民の態度も昔ながらの卑屈さに刺戟」されたことが注目される。しかし差當つては、部落の農民を懇談會にあつめた程度で、實際的な活動は何もされなかつた。

三 郡内他村の動き

二一年春總選舉を契機として、極めて小規模の農民組織が社會黨系の指導により、上島姫戸、阿村等の小村に誕生してゐたが、農民組合らしいものがはじめて結成されたのは、同年の八月、下島本渡町隣接の楠浦村においてである。同村農家戸數四百數十戸

のうち二百四十戸の自作小作、小作層を組織した。名稱は「楠浦農民振興會」、當面の實踐事項としては、「一、稻作追肥疏安の獲得及配給促進並に適正施肥の實行 二、昭和二十一年度米供出割當方法の改正 三、麥作肥料の獲得並に自給肥料の増産 四、農地問題の合法的解決 五、縣農民連盟及日本農民組合への加入」等であり、楠本農民クラブのそれに比較すれば、明かにより具體的直接的である。これには村外農民指導者のはたらきかけがあつたものと推定される。ただこの「振興會」の指導者も、四十餘歳の復員壯年將校であつた。

楠浦村の影響もあつて、本渡町附近の御領、樋宇土、本村、下浦の各村に組合結成の氣運がうきだした。樋宇土村のごときには、供麥奮闘によつて供出せしめられた種麥の返還を要求して、數名の青年が地方事務所までデモを行つたような事件が起つた。

そこでこれらの情勢を反映して、九月末本渡町で天草郡最初の農民大會が開催され、天草郡農民組合連合會準備會がつくられた。楠本農民クラブもこの準備會に加入することによつて、はじめて外部との連絡をもつことになつた。郡農民大會の決議事項は「一、自家保有米の確保 二、官憲の越權行為反對 三、肥料農機具の適期配給及増量 四、配給物資數量の公開 五、縣郡町村食調委員會の徹底的改組 六、米、甘しよの適正供出割當 七、未組織町村に對する農組結成促進」などであつた。

たまたこの郡連合會の特色は、いかなる政黨政派にも屬せず「獨立獨歩」であることと、「職業的指導者の絶對排除」を標榜し

ていることであつた。従つて日農には加入しないことが申合はされた。各村指導者の顔ぶれも、以前の経歴は朝鮮警察官、養蠶技師、教員、市長、神主、將校、歸農労働者等の雑多な色彩をまじえていたことが注目される。

四 農地改革啓蒙宣傳及び農民組合の成立

古江「農民クラブ」は郡連合會準備會とも連絡して、村内における農地改革の趣旨徹底及びそれを通じての全村的農民組合結成のために、十一月農地改革解説講演會をひらいた。講師は縣の小作官、縣農民連盟（後の日農縣連）及び熊本縣農地開放連盟の代表者であつた。この會は問題の性質上役場の共同主催となり、地主、小作側いずれも多數出席した。當時すでに第二次農地改革實施確定となり、既存耕作者からの土地引上は相當進行中で、しかもいずれの側も農革の内容にくらいたために、この講演會は切實な

關心をもつてむかへられた。しかるにその席上、金納小作料周知徹底方に關する地方事務所からの指令の紛失、二年度の甘しよ供出割當に對する役場、農業會、食糧検査所からの基礎收量過大報告と相互間の喰いちがひなどが、古江農民クラブの青年から鋭く指摘されたために、講演會は異常な興奮狀態に包まれ、全村的農民組合への呼びかけが、小作層によつて壓倒的に支持された。が、時日が経つにつれて、農民組合は「急進過激團體」であり村内の圓滿平和をみだすという批難の聲が、地主層及有力者の側からはげしく起つた。それによつて組合設立派は窮境におちいつたが、各部落への積極的なはたらきかけによつて、ともかく十二月初旬「栖本村農民組合」の創立大會を行つた。出席者は百名餘、殆ど小作層であつた。

創立當時の主なる組合幹部の性格は次のとおりである。

(農家) (部落) (年齢) (階層別) (經營) (家畜)

(經營) (有無) (面積) (反)

A (組合長)	古江	六	小作	三・一	一
B	同	五	小自作	五・三	牛一
C (書記)	同	三	同	一	一
D (副组长)	湯舟原	五	小作	三・三	一
E	同	五	小自作	六・一	牛一
F	馬場	五	自作	三・〇	同
G	同	五	小作	六・三	同
H	同	五	同	六・八	同

朝鮮引揚者、元會社重役	〔村議、農委小作委員、農委會長、食調委員、民生委員〕
滿洲引揚者、元村助役	〔村落總代、農調委員〕
B氏二男、滿洲附拓團員	農委專任書記
〔鍛冶職兼業、村議、食調委員〕	〔委員、食調委員、農委小作委員〕
山林仲買兼業	村議、農委自作委員
滿洲引揚者	農調委員
	農業會監事

1 打田 益 同 四九 同
 (副組長) 河内 五 同 一六〇 牛二

年齢的には、古江部落の青年書記は別としていずれも壯、老年層である。引揚者は少いが組合長及びその補佐者として指導的な役割を演じている。また組合長だけが純農民といえないが、他は殆ど生粋の農民である。階層的には小作層が大部分であるが、經營規模からみて、小農上層か中農下層である。反別は少くても從來から部落の顔役乃至世話役的な人物である。小作層ではあるが村内における經營面積の最も高い水準を耕作し、かつ精農として定評のある人物(丁氏)が参加し、しかも積極的な地位にあることが注目される。

なお、組合設立當時において村の公職を持っていたのはD氏の村議一名だけであつたのが、その後の農革の過程を通じて、これらの幹部は農地委員をはじめ、村議、食調委員、農調委員等各種の地位に進出した。これらの人たちは多かれ少かれ部落内での顔ききであつたから、農組が設立されなくとも、それらの役目についたかも知れないが、農組による活動が一層それを容易ならしめ、促進したことは事實であらう。特に組合長の場合はそのうであつたといえるようである。

組合設立當時の組織率は次表のようであつた。

二一年四月當時の農家戸數七五九に對する組合の組織率は三〇%であるが、センサス當時の戸數八八九に對しては二五%となる。河内、馬場部落において組織率の非常に低いのは、次のべ

天草における農地改革

種牝牛一所有精農家
 農委小作委員、農調委員

る地主團體が發生し、農民組合に對抗の形となつたために、兩部落の小作層は農民組合に加入するのを遠慮したからである。他の

部落	農家戸數	組合加入戸數	組織率%
古江	123	60	49
湯舟	151	80	53
馬場	221	40	18
打田	60	30	50
河内	204	20	9
計	759	230	30

図「地主團體」の發生

農民組合は設立後まず金納小作料の一括代行をおこなつた。これが地主側を非常に刺激した。二一年度の金納小作料を組合側から受けとることを拒んだ地主は三分の一ほどあつた。もつとも本年度においてそれらは大體受けとられた。さらに農地委員選舉を目前にひかえて、地主側でも次のような對抗的な團體を結成することとなつた。

(イ) 河内農友會

山間部であり、村内の最有力地主たちが集中しており、また部落意識の最も強いといわれる河内部落においては、同部落だけで

農委小作委員、農調委員
 農委小作委員、農調委員
 三部落においては、殆ど半ばに達しているが、それぞれ小作、小自作、自小作下層の大部分をもちあはしている。従つてこの三部落においては、農組が小作層を主たる構成要素とする限り、飽和點に達していることを示し、事實またその後もそれ以上にはのびていない。

別箇に組合をつくるからということで、部落内の小作人が全村の農民組合創立大会に行くことはくいとめられた。そして農組創立大会の翌日に、部落全農家をふくむ「河内農友會」という團體がうまれた。この農友會は熊本縣八代郡にある篤農家松田喜一氏の同名の團體とは全く無關係である。顧問、會長、副會長等の役員は全部、地主若くは同系統の有力者であつた。前述の河内部落から小作層二〇戸が組合に加入しているのは、他部落と接觸している比較的把握力の弱い地域からである。

(四) 馬場農事實行組合

河内部落に次いで、馬場部落にも從來の實行組合とは別に「農事實行組合」という團體がうまれた。やはり同部落の地主及び同系統の有力者を役員としたものである。

兩團體とも組織的な活動は示さなかつた。馬場農事實行組合が、地主の青年子弟を動員して、二一年末に青物の廉價販賣を行つた程度である。結局この二つの團體は、地主層だけに限定された純粹の地主團體ではないが、部落内における壓力によつて、部落の小作層が全村的組合に加入することを防止するという役割は十分に果たしたと同時に、地主層にとつての農地委員選舉母體となつたものである。その後、農組側の活動が漸次穩和化するにつれて、この兩團體ともその存在理由を稀薄化し、農事買収の最終段階においては、村の農民組合との合同説すら、それらの團體側から擡頭するに至つた。

(イ) 栖本文化協會

今一つ、馬場部落を中心としての「栖本文化協會」という團體も、農組設立を契機として發生した。この協會は、農林省農地部農事資料(第九、一〇合併號)にも、九州地方における地主團體としてあげられているが、その團體の創立者はそうではないといつてゐる。しかしその會員、背景には、醫師、郵便局長、元教員等地主層知識分子をもうらしているところから、小作人側では地主團體にかぞえている。事業としては、檢事を招いて新憲法の講演會をひらいた程度である。

(ウ) 農地委員選舉

二一年十二月に行われた村の農地委員選舉の結果は左表のとおりである。

(候補者)(農家)		(年)	(得票)	(當落)	(經營面績)	(所屬團體)
階層別		齡	數	當	落	
小作委員	A ₁	交	二〇七	當	三二	農民組合長
同	A ₂	英	五	同	三三	農民組合副組合長
同	A ₃	元	〇	同	五〇	河内農友會
同	A ₄	丑	四	同	六〇	農民組合
同	A ₅	酉	六	同	四九	同
同	A ₆	丑	五	落	六八	同
自作委員	B ₁	翌	三三	當	五七	河内農友會
同	B ₂	丑	三	同	六一	農民組合
同	B ₃	七	二四	落	二〇〇	馬場農事實行組合
地主委員	C ₁	丑	二七	當	三〇	無所屬

同 C₂ 三 同 二二 河内農友會

同 C₃ 四 同 九六 (無所屬) 農民組合脫退

同 C₄ 四 七 落二〇 馬場農事實行組合

農民組合側は六名立候補したが、小作一名が落選したので、小作委員四、自作委員一の過半数を占めた。河内農友會は各層一名宛を立てて全部當選しているのに反し、馬場農事實行組合は全部落選した。地主委員C₁は漁業會長、燃料配給組合長で、生活本據は漁民部落にあり、村内各團體に對しては中立を標榜した。C₂は山林検査員を兼ねており、唯一人の地主として農民組合に加入していたが、親族の勧誘で組合を脱退した。C₃は後に村長選舉で當選した。

なおこの選舉では、小自作の大部分を自作に計算した模様で、自作層有權者が相當過大となつてゐる。

四 村長選舉及村會議員選舉

農地改革に直接關係のある、農革前後の村民の動きは前項までであるが、その後の政治的傾向を若干附記しておきたい。

二二年四月に行われた村長選舉においては、最初地主層から三名の立候補者がいたが、河内部落出身で元教員である前記農委地主委員の當選者一名に整理され、農民組合側もまた組合幹部からは立たず、元内務官吏の歸村者を推せんして、組合外の支持を得んとした。兩者の激烈な競争の結果、地主系一二二五、農組系一〇一〇と僅少の差で前者が當選した。

次に行われた村會議員選舉も、勢力系統別からみれば、次表の

天草における農地改革

ごとくである。

	立候補者	當選者	落選者	總得票数	得票数	割合
農民組合系	8	4	4	622	24.8	
地主系	12	11	1	1,130	45.2	
中立系	9	7	2	751	30.0	
計	29	22	7	2,503	100.0	

これらの選舉を通じて、地主系統の勢力が村内政治において優越的に確立されたことのうちには、ただに村政一般についてのみならず、農革の進行内容に對して、地主勢力の一種の規制的な氣構え、態度が具體化されたものとみられるであらう。

四 農民組合設立後の政治的傾向

天草郡農民組合連合會がその發足當初から「政黨政派を超越する」「職業的指導者を排撃する」との態度をとつてゐるのに照應して、栖本村農民組合も無所屬中立組合である。日農縣連と對立關係にはないが、加入はしていない。全農との組織關係は皆無である。政黨關係についても、社共兩黨員は組合幹部中に一名もい

地主系が過半数を占め、當選率も最も高く、これに反し農組系は議員數において二割に足らず、當選率も最も低い。得票率においても農組は二五%弱である。村長選舉で敗れたことが氣を挫かしめた一因であらうが、最も底をついた實際勢力をあらわすものとみるべきであらう。

この兩者の選舉當時すでに、農革は進行の初期であつて、二一年秋以後の小作人を中心とする農組の「攻勢」が、「地主團體」發生の原因となり、さらに

ない。

組合成立後、組合員の大部分が支持している政黨は、むしろ民主黨である。しかしその理由は、政黨の政策内容に賛成というよりは、組合指導者の傾向をそのまま追隨的に反映しているにすぎない。すなわち初代の郡連會長であつた下島某村の元特政隊長の經歷を持つ青年村長は、二一年度衆議院議員選挙に立候補して、青年層から二萬數千票の支持を得ていたが、二二年春の總選挙においては、郡連會長のまま民主黨から立候補した。その關係もあり、栖本村農民組合長も村會議員選挙には民主黨を標榜したが、總選挙における農民組合員の投票は大部分上述の民主黨候補に入られ、同候補は全島で農組と青年層の支持四萬餘票を得て當選した。第三回國會議選挙においても同様四萬五千票を得て、民主黨

	21年 4月選	22年 3月選	23年 2月選	24年 1月選	25年 年選
自民	1,851	895	840	1,030	
由民主	426	777	887	1,067	
黨黨	30	80	31	18	
黨黨	25	17	16	27	
黨黨	-	-	-	104	
黨黨	453	42	16	12	
黨黨	2,785	1,811	1,790	2,258	

議員として再選した。

村は從來自由黨の「牙城」とされていたが、農組結成以來民主黨が相拮抗する勢力となつた。二一年以來二四年春に至るまでの各選挙における政黨關係の比重、變化は上のごとくである。

連記制の二一年春には、自由黨はまだ壓倒的であつたが、その後民主黨の票は

確實に増している。社共は全體として問題にならない。散票は減少している。二四年農民黨に可成りまとまつた票があつたことは、縣農地委員會の小作委員で農委縣協議會長であつた同黨候補者に、農組のある部落の票が集團的に投ぜられたためである。このことは農組員の意識形態における變化の兆候として注意せられている。

ともあれ、以上のような村民若は農組員の意識傾向は、村の農地改革がいかなる性格、限界のものであるかをうかがう一指標ともなるであらう。

四、農地委員會の運営狀況

(一) 初期

前述の農地委員選挙の結果、農民組合側は小作四、自作一を占めたが、反對派も同數であるために、別に一名の元小學校教員であつた中立委員を立てて農地委員會長とした。專任書記は馬場農事實行組合から推せんされた。しかし二二年春までに行わるべき農地の一筆調査は全然實施されなかつた。従つて買収面積の實體も捕捉しえず、第一次買収計畫も書式不備の理由で、縣農地部に交付られぬような状態のため、二二年五月初代の中立委員會長は辭任した。

(二) 中期

後任會長は、小作委員である農民組合長が就任することとなつた。次で專任書記も農組からの推せん者に代つた。この書記は保

險代理店をいとなむ漁民部落の有力者で、その強氣な性格を買われたのであるが、同書記就任以來買収は一應推進された。買収計畫の樹立も、二年十二月第四次分提出期において、ようやく第一、二、三、四次分を一括して受理された。しかし一筆調査は依然として實施されず、地主の申告を基礎とした専任書記の調査メモによつてゐるために、買収計畫の内容には、道路、濱地、畦畔、宅地、現況山林などのものが計上され、後に相當の訂正をされた分がふくまれていた。

一方、委員會も正規には殆ど開催されず、事實上事務所化された専任書記の私宅が農革の中心となつていた。それと同時に委員、特に農組系の委員は、専任書記と共に土地取上紛争の「調停」に連日出動し、取上や返還の條件を適宜に裁定していつた。これに關して最初は、小作入側から「小作權放棄届」或は「土地返還同意書」なるものが委員會に提出されていたが、後になつて地主側からは農調法九條三項による土地取上の許可申請が、小作人側からは逡巡及買収申請が一部提出されるに至つた。しかしその書式はおおむね不完全なものであり、またその正式審議も全くなされなかつた。

このような状態で二三年春、買収計畫も最後の「追込み」をかねねならぬと共に、賣渡段階の開始されるにあつて、到底資格のない賣渡人が計畫中にふくまれてゐることなどが問題化し、委員會は全く事務上の行きつまりに達した。そこで會長も委員會運営の根本的改革を決意せざるを得なくなり、たまたま農革の

趣旨徹底と事務指導のために來村した縣農地部係官の意見などもあつて、正式會議による運営、一筆調査の實施と農地臺帳の作成、専任書記更迭による事務局の再發足などが決議された。しかしこの時期における専任書記の活動は、從來かくされていた部分が大荒起しの摘出していつた功績はあり、又委員の私的「調停」も、紛争の内容を熟知せしむることによつて、後日の正式審議には大いに役立つたといえるであらう。

三 後 期

二三年四月委員會は新發足することとなつた。事務的な行つまりが委員會停頓の原因の大きなものであつただけに、専任書記の詮衡が問題であつた。結局、會長の決断によつて、古江農民クラブ以來の農民組合の書記格であつた二三歳の青年がえらばれた。これについては、農革の急進化を惧れる地主系統からの反對も豫想されたが、農組の活動自體がすでに協調的なものになりつつあること、青年の優秀さは定評があり、また小作層ではあるがその父は元助役をしており、古江部落における家柄の子弟であることなどによつて、表面的な異議はでなかつた。しかしこれが普通の貧農の子弟であつたならば、村の現状においてかかる人事は不可能であつたらう。

買収計畫完了のための一應の期間はあと八ヶ月である。新任書記が引繼いだ書類は、風呂敷包み程度であつたが、ただちに一筆調査のための準備が行われた。委員、補助員を總動員し、連續約二十日にわたつて、村全部の實態調査を行つた。事務所には、十

數名の男女青年が臨時書記としてやとわれ、俄然活況を呈するに至つた。全村についての農地臺帳、世帯表、名寄表、字別轉記表等が一應完成したのは六月末であるが、この調査の結果明かにされたことは、土地臺帳との異同、現況、利用面積等の確定のほかに、二〇年十一月當時からの農地移動の實際狀態である。それによつて買收資渡計畫の促進、遡及買收及び土地取上處理に對する基本的審議の正確な資料が得られ、また既往の計畫における誤謬訂正を行うことができたわけである。

そこで委員會は、六月中にかねて最も紛糾していた海外引揚地主關係の土地取上問題を審議した後、七月末から八月初旬にかけて、十六日間連續の會議をひらいて、買收對象地主三十數名の土地取上申請、小作人側から提出されていた遡及買收申請及び認定買收による處理を全部終了した。關係地主及び小作人は委員會に出席して、實情を具陳すると共に、委員側からは適用法律の説明、解釋が明確に示された。この會議は村中に「農地裁判」と稱されたが、その審議ぶりは公正だという印象を一般村民にあたえたと共に、今後の村の自治における會議の仕方についても、大きな示唆となつた。地主の側でも、從來不法取上として不安であつた懸案が合法化されるというので、安堵の念を持つたようである。ただし、すでに大部分「既成事實」化している土地取上が、小作人の側から遡及申請が提出されない限り、結局九條三項の二一年度分のもので「承認」によつて、委員會の審議及正式記録の上で適正自作地として保障されたこと、また村の農草

がそれを踏みこえることのできなかつたところに根本的な限界があつたわけである。

とはいへ買收對象地主の自作地化された残りの制限外面積は、全部委員會の發意により遡及買收された。これは一筆調査により實態が明かにされたためであり、村の農地で買收さるべきものは「一人一筆残らず」買收されたと委員會では自負しているが、その意味では正しいであらう。

取上處理や遡及買收に關する判定基準を明確化したこと、一般に農草の趣旨そのものを村民に對してばかりでなく、委員に對してものみこましたのは青年專任書記の功績であつた。前述の審議に先立つて、委員會は各部落毎で懇談會をひらいて、事前の理解徹底につとめた。

かくして從來の村の農草及び私的調停を通して支配的であつた考え方は「法律は法律、實情は實情」という言葉であらわしていたように、圓滿話合主義で情實的にゆがめられていたのであるが、それを實質的内容は別として、ともかく形式的にでも「法律本位」に引きなおしたわけである。

買收計畫も二三年十月末までには、豫定面積の一〇%を確定し、第一回の買渡令書の交付は十一月に行われた。この日を村の農地祭としたが、その空氣は和やかであつた。委員會の書記たちが作成した二十枚近くのグラフが、會場をかざつた。

栖本村農地委員會が最初不成績であつたとはいへ、後半異常なテンポで立ちなおし「優良委員會」になつたといふことは、縣農

地委員會、縣農地部、地方事務所等のひとしく認むるところとなつて、専任書記は表彰された。

委員會はなお、非買收地の賃借權の回復や小作契約の文書化、未墾地の買收等を残しているが、買收買渡關係については、今後いかなる監査をうけても間然するところなしとの自信を表明している。

なお、委員會運営に要した經費の問題について、一言しておきたい。

大がいの委員會が、補助金だけでは書記の給与だけでも足りない、一筆調査をやりたくても經費の點でできないという聲をあげているのをきくが、村の委員會もそのなやみを持つていた。二三年度の補助金は約十一萬圓で、積極的な活動をしなかつたために人件費程度でこと足りたが、二三年度は一筆調査だけでも相當の費用を要した。そこで委員會は、村費からの支出に依存することを避けて、買受小作人が農地對價事前納入をする際に、買受耕地一反歩につき田百五十圓、畑八十圓の寄附金を徴收することを村會で決議したのである。これに對する小作人からの不平は殆ど起らなかつた。對價そのものが近村できく土地のヤミ値に比べれば非常に僅少なこと、一筆調査の實施が小作人側に有利だと考えたこと、委員會の主導性が農組幹部によつてにぎられているという信頼感を持つていたことなどによるであらう。

二三年十二月十四日現在における委員會の二三年度會計中間報

天草における農地改革

告によれば次のとおりである。

収入の部		支出の部	
収入豫定金額	収入金額	實際支出金額	年度内豫定金額
未收金額	未收金額	總金額	總金額
寄附金	一八、六〇〇	委員手當	三、一四〇
補助金	二七、四三三	職員手當本給	二四、四〇〇
計	四三、三三三	同超過勤務分	八五、四八四
		旅費	三〇、三三五
		消耗品費	三、五七
		交際費	八、八八
		協議會費	八、〇八
		その他	五、七四〇
合 計	四六、五〇〇		五、七四〇
	五、七四〇		五、七四〇
			四三、〇〇〇

右のうち職員手當の超過勤務分と消耗品費の大部分は用紙代として一筆調査に必要とした經費である。大體そのために十三、四萬圓を支出したものと概算される。交際費は殆ど接待費用である。委員會の書記定員は二名であるし、また不足分を村費に求めたといふとすれば、到底後期のような活動は不可能であつたらうと

いわれている。

五、農地改革の諸成果

(一) 一筆調査の實施とその結果

實態調査は全村の農地約一萬三千筆について、四月二十七日より五月二十日迄二十四日間にわたつて行われた。委員を六班に分ち、委員出席延日數二〇二日、補助員同一二二日、責任者、書記、立會人等關係者出勤の延人數四千名に及んでゐる。

まず第一に、土地臺帳と實測面積の差異については、次のごとくである。

土地臺帳面積		實測面積	
農地面積	七二町	居住地域	五三町
山林面積	四三町	山林面積	二二町
原野面積	一六町	原野面積	一三町
宅地面積	三町	その他	五町
その他	三〇町		二町
計	一四三町	計	三〇六町

實測面積は戦前の參謀本部測量を基礎としている。

土地臺帳面における山林及原野面積は、前者は三分の一弱、後者は六分の一弱に實際面積よりは過小に記載されている。公簿面では農地面積が山林原野より多いことになっているが、實際は全く逆である。

實測面積において、農地面積は居住地域面積にふくまれている。

臺帳上の農地面積と、一筆調査による實際との比較は次のとおりである。

土地臺帳農地面積の内譯		一筆調査による臺帳農地面積の内譯	
田	四〇町	現況農地	五五町
畑	三八町	現況非農地	二五町
切替畑	三町		
計	七二町	計	七二町

臺帳面では、道路、宅地、潰地、山林化しているものなど非農地面積が相當ふくまれていることが推定される。

さらに實態調査の結果による現況農地及び農地利用面積の内譯は左のごとくである。

現況農地内譯		農地利用面積内譯	
田	二五町	二毛作田	三三町
畑	一六町	一毛作田	六町
畦畔	六町	普通畑	四町
計	五五町	茶園	二町
		桑園	三町
		果樹	六町
		畦畔	六町
		計	五五町

耕地整理は平坦部においてさへ行われていない。田畑面積の細分化は非常に高い。畦畔も山間部の急勾配の地域においては、二

五乃至三〇%に及ぶところも少なくない。

農地所有關係の自作地、小作地別數字は、さきに二の(四)において述べた。廣汎な零細自作地所有者をふくむ「在村地主」八八二名の改革前、センサス當時及び一筆調査時における經營規模別貸付面積別統計の比較は、遺憾ながらまだ整備されていないが、買収對象地主については、後述の「超過地主の解體過程」において明かにされるであらう。

不在地主一四八名の自作地が七町、貸付小作地三四町で、自作地は隣村からの入作地主一名が改革前から耕作していたものである。海外引揚地主が隣村後引上げて耕作した土地は、係争中のものとして一應小作地に計上された。従つて右の數字は調査日現在ではあるが、改革前のものとみなされる。

貸付面積別不在地主數

	在 地 主	貸 付 面 積	人 面 積	當 積 反
3 反 未 滿	103	70.9	0.6	
3 反—5 反	14	52.5	3.7	
5 反—8 反	9	54.9	6.1	
8 反—1 町	3	27.0	9.0	
1 町—1.5町	4	44.2	11.0	
1.5町—2 町	1	15.1	15.1	
2 町 以 上	3	75.4	25.1	
計	137	340.0	(平均) 2.5	

入作地主一名を除いた純粹の不在地主一三七名の貸付地内容は上表のとおりである。

不在地主の貸付地最大面積所有者は三町三反であつた。

右一三七名の在住地別は縣外七、縣内郡外一〇、郡内二〇で、

しかも郡内は隣接町村が大部分である。なお入作七町に對して出作面積は四町であつた。

農地一筆調査において最も關心の拂われたのは、二十年十一月當時と調査日現在における農地移動の内容、すなわち土地取上の實態把握であつた。結果は次のごときことを示した。

農地移動内譯

田	一九二筆	一八町
畑	一〇二	六
計	二九四	二四

關係地主九一名、同小作人一三四名であつた。ただし右の二四町のうちには、引上げた小作地を他の小作人に賃貸したもの五町(借受小作人一九名)をふくむため、實際に取上げられた全小作地の減少面積は一九町歩である。右のうち買収對象の「超過」地主が引上げた面積は一八名七町四反である。従つて残一町六反は買収對象外の小作地六反歩以下の零細貸付所有者が引上げたものである。

次に、未登記農地、地目變更の處理に對する基礎資料も得られたが、潰地、流失地、分合筆を要する農地の把握で、既往第一—四次分買収計畫田畑合計面積九〇町歩のうち、現況農地でないもの及び二重買収分七町歩の削除訂正を行わねばならなかつた。

(二) 買収買渡狀況

第一次—八次までの農地買収面積の内容は次のとおりである。

超過 地主 六〇・〇町

天草における農地改革

不在地主	三四・〇
希望買収	九・〇
法人團體	六・七

計 一〇九・七

超過地主とは天草郡の基準面積たる自作地一町、小作地六反をこえた在村地主のことである。

希望買収とは自作農法第三條第五項の六號にあたるものであるが、當村の場合では所有權は事實上移轉しているが未登記處理となつていたものを、買収して賣渡すという方式にしたものである。

法人團體分は、同様自作農法第三條第五項の五號に該當するものであるが、寺院、部落共有地で小作地になつていたものである。

財産稅物納管理換は當村には一件もない。

自作農でその所有する自作地面積が、前記の基準面積を超えるものが數戸あつたが、いずれも精農家であるために、さきの第三條第六項の經營適否判定基準によつて適正自作地と認定、買収の適用をうけなかつた。

賣渡は二三年十二月末までに買収面積の九〇%にのほつてゐる。對價は事前徵收一時拂で殆ど納入されている。第八次までの分の對價總額及び一筆、一反當の平均價格は次のようである。

田	對價總額	筆數
八四	四七,〇〇〇	一,〇七

田	一八〇
計	三
田	三,〇〇〇
田	五五,〇〇〇
田	一七
田	四七
田	六
田	五八
田	一五

一筆當平均價格

一反當平均價格

右一反當の平均價格は、田畑共天草では最高水準とみられるが、熊本縣の平坦地帯に比較すれば、田は二分の一、畑は三分の一程度である。

なお買収及賣渡は第九次二町六反、第十次二町、計四町六反がさらに追加して行われたが、本報告では全體の數字とその關連を第八次までの分で取扱つてゐること、買収賣渡の大部分は第八次ではほぼ終了している點を考慮して修正をほどこなかつたことを附記しておく。

農業用施設の買収賣渡は第九次、十次において該當宅地八千坪のうち、申請による分七千百坪を買収した。建物は該當家屋四戸のうち二戸を買収した。

未墾地買収は、官有林七十町歩が買収豫定地域に指定されているが、山頂近い不便な場所であるために入植希望者もなく、實際的には殆ど進捗していない。零細農家が切望しているのは、村畑に近い個人所有山林の開墾適地であり、委員會はそれらについての調査は一應行つたが、内外の情勢の變化から、農地の場合のようない買収計畫樹立に對する積極的な態度をとりかねてゐる。

③ 逦及買収及び土地取上處理狀況

(ア) 逦及買収

自作農法第六條の二及び三、四、五のいわゆる逦及買収關係は次のごとくである。

	面積	所有者	小作
(イ) 委員會の發意によるもの	一・三	三	三三
(ロ) 耕作者の請求によるもの	八・〇	二	三
(ハ) 請求によるものうち否決した分	〇・八	五	七
(ニ) 縣委員會に請求したもの	〇・二	一	一
(ホ) 縣委員會が棄却したもの	〇・二	一	一

(イ)は六條の五、(ロ)は同條の二、(ハ)は同條の三である。

小作人の請求による逦及申請とは、昭和二十年十一月二十三日現在において小作人であつたものが、その後その小作地について耕作をやめたもの若くは所有者またはその住所が變更したものに對し、同日以後引續いて小作人であつたものが、市町村委員會に對し同日現在における事實に基いて買収計畫を定めるべきことを請求する規定であるが、前者は土地取上による場合、後者は相手が海外引揚地主のごとく所有者の住所を變更した場合のものが多し。

當村の場合は、取上げられた土地を復元させるためにこの手續をとつたものは比較的少く、實際にそれを提出し、且それにより買収計畫を立てさせて賣渡をうけたものは五件二町程度にしかすぎない。

むしろ多いのは後者の場合であつて、引續いて耕作はしているが、地主の取上意欲が強いために、これに對抗すると同時に買受の可能性を強化する目的で本請求を出すのである。

とはいへ、從來から地主の勢力の強いところで、小作人が逦及申請を出すことは一種の「挑戦」であるから、小作人としても相當の決意を要する。事實この請求を出したものは農組の幹部か或は農組の比較的強い地域からである。他方また地主からいへば、この請求を出されることは「面子」にかかわることでもあるから、替地を提供したりして示談的に逦及を取下げさせた事例も二、三件ある。

小作人側が請求して否決されたものは、六條の二の四すなわち買収した場合、請求小作人より地主の生活が著しくわるくなると認定されたものである。海外引揚地主の場合が大部分である。もつとも引揚地主の場合でも、他に山林その他の相當財産を有し、買収によつて生活が請求人より著しくわるくなるとは認められないと判定され、逦及を成立せしめられたことに對し五名の引揚地主が結束して異議を申立て、さらに縣委員會まで訴願して最後までたたかつたが、遂に棄却された事例もある。

さらにまた委員會が小作人の請求を否決したものについて、小作人が縣委員會に買収指示方を請求して棄却されたものが一件ある。この事例は、地主が海外引揚者で隣村からの入作により一反六畝を引上げ自作していたものであるが、その地主の財産、生活を隣村とも連絡して慎重に調査した結果、その耕地以外に生活手

段なしとして買収計畫を定めなかつたものである。

しかし委員會は小作人の請求がなくとも、六條の五によるみずからの發意で、農調法九條三項により自作地としてみ定められたものの以外の、該當耕地は全部逡及買収した。これは前述の一筆調査による實態把握の結果である。若しそれが行われていなかったならば、相當面積の貸付地が「假裝自作」化されて、買収面積が減少したであらうと推定される。

(ロ) 農調法九條三項の處理

地主の土地取上處理狀況は左のとおりである。

		件 數		面 積	
申 請	内 容	承 認	許 可	不 承 認	不 許 可
四六	二二・〇町	四二	一〇・四	二	〇・六
		二	〇・八	二	〇・二

右のとおり申請件數の大部分は、二一年度における引上案件として承認されている。委員會の不承認及び二一年十一月以降の取上として縣に申請し許可となつたものは合計三件一町である。

このことは必ずしも委員會の制定基準があまいというのではなく、地主側としても半不耕作的な小地主であつたものが自作地主化せんとすれば、ある程度の引上は「やむを得ない」こと、このうちの大部分はすでに紛糾の結果、委員も交えた「調停」により小作人側も取上を承諾したものが、法律的な保障を得るために提

出されたものであること、従つて小作人側でもこれに對しては逡及申請を出していないことなどによつて、結局適正自作地として「承認」となつたものである。

もちろん審議の際は、當事者双方の所有、耕作面積の比較、契約の内容、解除解約の理由事情、貸貸人の自作能力、施設、生活、財産狀態、小作人側の經營、生活狀態等が慎重に検討された。結果からみると若干寬に失したのがあつたのではないかと觀察されるが、取上が既成事實化されており、特に小作人が逡及を出していない場合は、結局村の在來からの勢力關係や傳統によつて支えられる「エトス」が暗黙のうちに作用している。それは同時に農組や委員會の性格となつてあらわれているが、ここに村の現状においては越えることのできない限界があつたとみるべきであらう。むしろこれを明るみに出して、一應形式的に處理しただけでも「功績」だといわれているのである。

不承認となつたものは、「調停」によつて妥協できなかったもの、従つて小作人側から逡及もしており、必要以上の土地確保若くはそれだけの自作能力なきものとして地主委員も同調したものである。

このほかに、假裝自作的性質をもつもので取上申請をしたのが數件あつたが、調査の結果内容が明瞭となつたので、自發的に申請を取下げた。

取上理由の大部分は飯米確保である。應召による一時あずけは一件しかない。しかし結果としてみれば、良田を宅地まわりに集

團化するために、若くは經營擴張のために引上げたものが相當ある。舊地主のうちには經營面積からいえば、村の最上級を維持したものが大多數である。それは後に「超過」地主の解體過程において説明されるだろう。

なお、この申請は「超過」地主及海外引揚地主の分である。残り七町が零細貸付者の取上となつており、これは賃借權の回復として處理されねばならぬが、結局實際問題としては「承認」されざるを得ないだろう。かくして村の土地取上總面積十九町歩のうち、適及申請と九條三項の審議によつて、實際に小作人の手にかえつたものは二町歩すなわち一〇%強にすぎないこととなる。

四 開放後の諸狀況

(イ) 自作地・小作地の變化

改革前と後における變化は次のとおりである。

	自作地	小作地	計	割合	
				自作地	小作地
改革前	町376	町139	町515	%73	%27
改革後	町485	町30	町515	%94	%6

開放總面積一〇九町で殘存小作地三〇町であるから、總面積に對する小作地の割合は改革前において二七%であつたのが、六%に減少したわけである。

(ロ) 殘存小作地の内譯

最高限度を六反とする殘存小作地の所有者は一七六で、改革前の在村「超過」地主三五、買收對策勸地主二四七及び不在地主一四八、計四三〇に對して、二五四減、約六〇%減となるが、それでもなお全農家戸

數に對して二〇%近くが零細貸付地を所有しているわけである。

殘存小作地の内譯は上のとおりである。

(イ) 開放地の内譯

小作人五〇五人のうち四六五人が一〇九町七反を賣渡された。従つて一人當二反三畝となるが、買受面積別にその内容をみると非常に不均等である。買受小作人總數の六五%が

平均一反四畝しか賣渡されなかつたのに對して、一町以上を賣渡されたものが五名いる。又天草では一般に三反歩以下の零細農家にも、それが農家でさえあれば賣渡している。

	農家數 (人)	貸付面積 (反)	戸當面積 (反)
2反未満	110	46.0	0.4
2—4反	41	117.0	2.8
4—6反	25	137.0	5.4
計	176	300.0	1.7

	買受小作人 (人)	買受面積 (反)	一人當面積 (反)
2反未満	305	438.9	1.4
2—5反	119	364.3	3.0
5—8反	26	148.9	5.7
8反—1町	10	88.0	8.8
1町—1.5町	5	56.9	11.4
計	465	1,097.0	2.3

結局これは買受の機會を公

正に均等化するように買收計畫が樹立せられなかつたことであつて、初期、中期のいわば無計畫的な買收計畫の「禍根」は、後期においても修正調整することができなかつたことを示す。村では買受については、運不運ということがいわれている。相手の地主が

比較的大きな不在地主で、他の小作人も少ない場合には廣い面積を買受けたものがあるのに對して、相手が小地主であつたり、小作人の數が多い場合には、全然買受られなかつたもの、或は買受けても極零細面積にすぎぬものが多いわけである。

六、農地改革による農民層の變化

農地改革を通じて村の農民各階層の分化、分解がどのように進んだかを、超過地主の解體過程と、ある一部落の全農家の分解とを再編成過程によつてみることにする。

(一)「超過」地主の解體過程

「超過」地主すなわち買收對象在村地主三五名の、改革前後における土地所有ならびに經營關係の變化は、別表「買收對象在村地主土地關係變動表」(一八六—一七頁)のごとくである。この覽表から次のことが概括される。

(イ)「超過」地主所有面積比較表

	改革前	改革後
6反—1町	2	7
1町—2町	8	26
2町—3町	12	1
3町—5町	11	—
5町—10町	1	—
10町以上	1	—
計	35	35

(ロ) 同經營面積比較表

	改革前	改革後
3反—未滿	5	1
3反—5反	—	—
5反—1町	14	12
1町—1.5町	9	17
1.5町—2町	3	3
2町以上	—	—
計	35	35

(ハ) 同階層別比較表

	改革前	改革後
不耕作地主	4	2
地主兼自作	23	1
自作兼地主	8	20
自作	—	12
計	35	35

すなわち、所有面積において二町以上の村内地主二五戸は、唯一戸をのぞいて消滅し、階層的にも地主兼自作若くは不耕作地主は、殆どが自作兼地主若くは自作に轉化しているが、經營面積(この場合自作地面積)からいえば、一町—一町五反規模、村としての最上層の規模において最も多く、全戸數の過半數が再編成されている。(イ)(ロ)(ハ)各表参照)

さらに、これらの舊地主の農家による變動内容を、いくつかの類型に分類してみると次のような傾向を示す。

A 所有地三町以上程度であつた村内における典型的地主

改革前最も大きな面積を所有していたが、自作地經營面積少く、半不耕作地主であつたものである。開放面積は當然大きい、同時に可能な限度にまで土地を引上げ、殘存小作地を放棄しても自作地經營面積の擴大をはかつた。この型の地主は、土地集中度の最も大きかつた河内部落に多い。一覽表中1

2356.102029はこれに属する。

しかしこの型の地主は、小作地は失つても、山林は最も廣面積を所有しており、山林經濟に對する下層農家の依存度が大きい。あるだけに、山林を持たぬこれら小農に對する支配力も強い。依存形態は、他地方におけるような採草地牧野の意義は、牛の飼料が畦畔の青草、甘しよのつる及び藁によつてまかなわれ得るために小さく、むしろ製炭材の供給源、運材に對する山林勞働面においてである。

舊地主全體が所有している山林面積一四五町は、幕帳上の全山林面積四四二町の三〇%を占めており、實測面積はさらにこれに數倍している事實を考慮すれば、山林所有のもつ意義がいかに大であるかがわかるであらう。

B 所有地二町一三町程度であつた村内中型地主

イ、改革前から、經營面積は一町内外の比較の廣い規模であつたが、引上によりさらに經營面積の擴大をはかつたもので、保有貸付地はおおむね残している。表中472303132がそれである。

ロ、改革前、經營面積は自家保有米確保程度であつたが、引上により中規模水準への擴張をはかつたもので、同様保有地は残している。117がそれである。

C 所有地は二町一三町程度で、B同様中型地主

この範ちうは改革前から後にかけて引上を行わず、經營面積に變動のないものである。經營規模からいへば最も安定的な、

天草における農地改革

最上層農家をふくむ中層上の農家が多かつた。舊地主中自作地主型の典型であつて、生産力も最も大きい。

最上層 8132327である。適正自作地として基準面積を超えているために貸付地は大部分失つた。

中層 9141518192124252633である。そのうち14151925のごとく、殘存小作地も最大限近くまで保持するものをふくんでいる。

D 比較的小地主で、極零細經營又は不耕作地主であつたが、自家保有米確保程度まで引上げたもの。1228がこれに属する。

E 小地主で、經營面積も零細であつたが、引上を行わず、没落型のもの。これに属するものは16のみである。事實この地主は家族のみを残して離村している。

F 小面積所有の不耕作地主であつたが、引上による自作化を行わなかつたもので、3435がそれである。いずれも農家ではなく他業を営んでいる。

もつともC及びFに属する地主といへども、全く引上努力をなさなかつたのではないが、前者は經營面積すでに大であるために、後者は假裝自作となつてゐるために、引上に失敗したものをふくんでいる。

以上の各範ちうのうち、E及びFは例外であつて、Dも上昇の見込はない。

A及びBのCへの近接運動、再編成が基本的傾向である。問題は今後、A及びBのロ、すなわち、半不耕作型の、村内における

土地關係變動表

開放面積	殘 存 貸 付 地	小 作 人		山林面積	改 革 後 の 階 層	備 考
		改革前	改革後			
105.3	反	人	人	337.0	自作	農大卒・元小作官 民自黨郡支部長
36.2	-	15	-	35.3	自作	農大中退
27.6	-	19	-	97.5	自作地主	高商卒・製材所經營
14.5	5.5	13	5	47.5	自作地主	私大卒・青年團長
22.8	-	9	-	108.0	自作	農協組合長
22.8	-	15	-	48.4	自作	
16.4	-	11	-	34.7	自作	
7.3	-	9	-	31.7	自作	
7.0	2.2	9	2	29.1	自作地主	元村長
13.0	-	6	-	46.7	自作	元農業會長
7.0	4.4	9	3	10.6	自作地主	
3.6	3.8	6	3	20.9	自作	
17.0	-	13	-	16.9	自作	元村議
14.5	5.8	10	4	28.0	自作地主	
6.6	5.6	8	5	13.2	自作	村會議長
11.4	4.1	10	5	15.4	地主自作	九大卒・離村
30.0	3.6	36	5	173.7	自作地主	林産検査員
16.0	1.4	12	4	36.7	自作	
13.4	5.8	9	2	22.4	自作	元農業會技術員
31.3	-	11	-	23.2	自作	
14.0	1.4	9	3	18.3	自作地主	元村長
25.0	0.8	9	2	0.7	自作	
7.6	-	7	-	6.0	自作	元村議
5.4	1.6	6	3	17.5	自作地主	
5.2	5.8	10	6	90.0	自作	
5.1	2.4	9	4	8.9	自作	
2.4	1.0	3	1	6.4	自作	
5.4	0.8	11	2	-	自作	醫卒・村醫
42.8	-	47	-	48.7	自作	
21.8	2.0	25	4	32.0	自作地主	元村議
9.6	3.6	12	4	24.3	自作	農協理事
5.0	3.2	14	8	17.2	自作	
7.8	2.8	11	2	-	自作	
1.2	6.0	8	5	4.0	地主	藥種商
3.6	6.0	3	3	-	自作	
585.7	79.6	465	85	1,451.3		
16.7	2.3	13	2	41.1		

天草における農地改革

た。2. 山林面積は舊土地臺帳面による。

買收對象在村地主

天草における農地改革

部 落	農 家	所 有 地		自 作 地		引上面積	改革前 貸付地
		改革前	改革後	改革前	改革後		
河 内	1	116.6	11.3	5.4	11.3	5.9	111.2
	2	43.8	7.6	-	7.6	7.6	43.8
	3	42.0	14.4	6.8	14.4	7.6	35.2
	4	31.0	16.5	10.6	11.0	0.4	20.4
	5	30.2	7.4	1.4	7.4	6.0	28.8
	6	30.8	8.0	1.8	8.0	6.2	29.0
	7	28.4	12.0	9.8	12.0	2.2	18.6
	8	25.8	18.5	18.5	18.5	-	7.3
	9	23.0	16.0	13.8	13.8	-	9.2
	10	23.0	10.0	1.6	10.0	8.4	21.4
	11	20.0	13.0	7.2	8.6	1.4	12.8
	12	12.8	9.2	2.7	5.4	2.7	10.1
古 江	13	34.0	17.0	17.0	17.0	-	17.0
	14	30.0	15.4	9.6	9.6	-	20.4
	15	20.0	13.4	7.8	7.8	-	12.2
打 田	16	17.0	5.6	1.5	1.5	-	15.5
	17	43.2	13.2	7.4	9.6	2.2	35.8
	18	32.0	16.0	14.6	14.6	-	17.4
	19	28.8	15.4	9.6	9.6	-	19.2
馬 場	20	42.0	10.7	5.4	10.7	5.3	36.6
	21	30.0	16.0	14.6	14.6	-	15.4
	22	35.0	10.0	8.0	9.2	1.2	27.0
	23	27.6	20.0	20.0	20.0	-	7.6
	24	19.6	14.2	12.6	12.6	-	7.0
	25	20.8	15.6	9.8	9.8	-	11.0
	26	19.2	14.1	11.7	11.7	-	7.5
	27	18.4	16.0	15.0	15.0	-	3.4
	28	11.4	6.0	-	5.2	5.2	11.4
	29	55.2	12.4	6.2	12.4	6.2	49.0
湯舟原	30	34.4	12.6	8.2	10.6	2.4	26.2
	31	24.6	15.0	10.8	11.4	0.6	13.8
	32	20.8	15.8	10.6	12.6	2.0	10.2
	33	23.6	15.8	13.0	13.0	-	10.6
	34	7.2	6.0	-	-	-	9.2
	35	9.6	6.0	-	-	-	9.6
總 計		1,031.8	446.1	293.0	366.5	73.5	738.8
一人當平均面積		29.5	12.7	8.4	10.5	2.1	21.1

一八七

備 考 1. 本表は一筆調査の結果による農地臺帳、世帯表、名寄表等から作成し

大、中舊地主が、Cの精農型中地主ほどの生産力をあげうるか否かである。山林處分等によつて補充した農業資本を、役畜の導入、畜舎、農舎の増設、螢光灯の設置、新型農機具の購入等によつて合理的經營をはかりつつあるものもあるが、一般に農業勞働に不慣れたために、季節的には従来の小作人からの「加勢受け」の形による臨時傭によつて勞力の問題を解決しているのが普通である。しかも農業粗収入はそれほど大ではないから、今のところ赤字經營的な性質のことが多い。

全體としてみれば、農草によつて貸付地の大部分を失つた比較的大きな地主の打撃は少くないが、没落、下降型の地主は四、五戸程度にすぎない。あとは村内における中層以上、三分の二は經營規模、施設、生産能力からいつて最上層農家として、維持、再編成されたといふことができるだろう。經營一町以上農家五五戸のうち二〇戸は、この舊地主層によつて占められている。

なおこれらの舊地主を、歴史的な發生の型から區別すれば、次のように分たれる。

(イ) 庄屋地主

幕末時代の庄屋地主、若くは高持地主は各部落共戦前までに殆ど没落してしまつてゐるが、ただ一人残つてゐた古江部落の小地主(表中16)も、當主は帝大工科卒の技術者であり、引上も行わず、きれいなさつぱりと開放して都會に出て行つた。

(ロ) 高利貸—商人資本から發生した地主
幕末から明治初期、中期にかけて、先代が、高利貸資本的

に、若くはそれと結びついた商人資本的(酒屋等)に資金を蓄積し、土地山林を兼併集中した型の地主が、典型的な村内大地主であつた。一覽表1235172129等はこれに屬する。次代にあたる當主は、多かれ少かれ近代的教養をうけ、半不耕作型地主となつてゐたが、戦後から農草を通じて、現在一應農業經營に進出してゐる。企業對象面がせまいために、他業への轉換はむづかしい。農業に對する考え方は新しいが、粘り強さが問題であらう。

(ハ) 滿洲成功者から發生した地主

戦前滿洲等からの持歸金によつて土地を買つた地主である。その數は不在地主をふくめて精々十戸内外である。この地主の世代は新しいが、土地は邊鄙な場所のところが多く、又山林もあまり買つてゐない(代表例20)。引上によつて適正自作化した土地も廣面積でなく、また宅地から遠距離にあるために、農業經營としては不利な條件にある。不在地主となつてゐた海外引揚地主は、今次の改革により殆ど貸付地を失つた。

(ニ) 精農型地主

營々たる勤勞によつて、小農から漸次に身を起して所有、經營地を増大してゐた地主である。しかしその經營方式において、園藝作物など商品化條件の有利なものをできるだけ取入れてゐたことが注目される。18232432等はこれに屬する。この型の地主は、山林はあまり所有してゐない。今までのところ農業生産力の最も高いのはこの型の地主である。

(ロ)と(ハ)の將來が興味をもたれるが、(ロ)の新しい系統と(ハ)の古い強い型とを組合わしたようなものはまだうまれていない。

(二) 打田部落における農民層の分解過程

全村的規模における農民層の分解を取扱うことが、資料的にまだ不十分であるために、五部落のうちこの打田部落についてその傾向をみることにした。特にこの部落をえらんだ理由は、農家戸数が比較的に少いために手ごろであつたという事情にもよるが、部落内の土地が一部の地主及び自作地主に集中し、小作層は零細農が多いという全村の特徴を、純粹に典型的にあらわしていること、村内では地力の高いところといわれているだけに土地取上もはげしかつたこと、山林依存度の高いことなどによつて、全村の傾向を一應代表せしめらうと思つたからである。

各階層別、農家別の改革前と後における農地變動關係は別表(一九〇—一九五頁)のごときものである。この表もまた前掲の「超過」地主土地關係變動表と同様に、農地臺帳作成の結果による世帯表、名寄表等をもととした。山林面積は同様土地臺帳記載面によるものであるから、實測面積はさらに大である。

(イ) 所有面積農家數

	改革前	改革後
無所	9	3
3反未	19	13
3一5反	14	16
5一8反	4	13
8反一町	3	5
1一1.5町	9	10
1.5一2町	1	3
2一3町	2	—
3町以上	2	—
計	63	63

備考 村外不在地主
3 名をのぞく

(ロ) 階層別農家數

	改革前	改革後
不耕作地主	4	2
地主兼自作	3	—
自作兼地主	15	18
自作	5	17
自小作	9	17
小小作	13	5
小小作	14	3
計	63	63

(ハ) 經營面積別農家數

	改革前	改革後
3反未	12	12
3一5反	10	13
5一8反	18	18
8反一町	9	8
1一1.5町	9	7
1.5一2町	1	1
2町以上	—	—
計	59	59

備考 不在地主、不耕作地主をのぞく

この表を概括すれば次のとおりとなる。

(イ) 所有面積農家數

改革後において二町以上所有地主四戸が消滅し、そのうち三戸は一—二町の線に、一戸は五—八反の線に下降した反面、所有地のないもの、三反未満の減少、三反—一町まで、就中五—八反の増加は、部落内及び他部落地主の貸付地買受によつて所有面積の上昇したものであることを示す。

(ロ) 階層別農家數

地主兼自作は消滅し、自作兼地主に編入されると同時に、小作、小自作は減少、自作、小自作が當然増大している。改革後において、自作兼地主の比率は三〇%、小作、小自作が一—二%であるのに對して、自作、小自作は五四%を占めるに至つた。小さな自作地を所有することになつた自作農が増大したことは明かであるが、ここに問題なのは經營面積である。

(ハ) 經營面積別農家數

この表でみれば、改革後において三—五反が二戸増加し、八反—一町、一—一・五町が二戸ならびに一戸宛減少している。一見零

階層別農地變動表 (その一)

開放 面積	借入地		經營面積		山林 面積	専 業	牛飼養 頭 數	備 考
	改革前	改革後	改革前	改革後				
反 30.0	反	反	反 7.4	反 9.6	173.7	兼林産検査員	1	農委地主委員
16.0	-	-	14.6	14.6	36.7	兼 製 炭	2	
13.4	-	-	9.6	9.6	22.4	〃	1	元農業會技術員
59.4	-	-	31.6	33.8	232.8		4	
19.8	-	-	10.5	11.3	77.6		1.3	
-	-	-	7.8	7.8	22.6	兼 製 炭	1	
-	-	-	0.6	1.0	7.9	専 業	-	
-	-	-	4.7	4.7	3.7	〃	1	
-	-	-	0.3	0.3	3.7	〃	-	
-	-	-	6.5	6.5	16.4	〃	1	
-	-	-	11.4	11.4	34.3	〃	1	
-	-	-	12.2	12.2	6.1	兼 銑 灸	-	
-	-	-	0.4	2.4	13.2	専 業	-	引揚者
-	-	-	5.9	6.7	17.9	兼山林仲買	1	
-	-	-	1.6	1.6	16.2	専 業	1	
-	0.4	0.4	11.3	11.3	45.6	兼山林仲買	1	
-	1.1	1.1	4.1	4.1	17.5	専 業	1	
-	-	0.6	11.1	11.8	8.7	兼 製 炭	1	
-	-	0.5	8.2	8.7	6.8	専 業	1	
-	-	0.2	12.9	13.1	7.7	兼 果 樹	2	
-	1.5	2.8	99.0	103.6	228.3		12	
-	0.1	0.2	6.6	6.9	15.2		0.8	

天草における農地改革

打田部落における

天草における農地改革

階 層 別		農 家 番 號	所 有 地		自 作 地		貸 付 地		引 上 面 積
改 革 前	改 革 後		改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	
地主兼自作	自作兼地主	A ₁	43.2	13.2	7.4	9.6	35.8	3.6	2.2
〃	〃	A ₂	32.0	16.0	14.6	14.6	17.4	1.4	-
〃	〃	A ₃	28.8	15.4	9.6	9.6	19.2	5.8	-
計			104.0	44.6	31.6	33.8	72.4	10.8	2.2
一戸當平均面積			34.7	14.8	10.5	11.3	24.1	3.6	0.7
自作兼地主	自作兼地主	B ₁	13.2	13.2	7.8	7.8	5.4	5.4	-
〃	〃	B ₂	3.3	3.3	0.6	1.0	2.7	2.3	0.4
〃	〃	B ₃	8.4	8.4	4.7	4.7	3.7	3.7	-
〃	〃	B ₄	3.7	3.7	0.3	0.3	3.4	3.4	-
〃	〃	B ₅	10.6	10.6	6.5	6.5	4.1	4.1	-
〃	〃	B ₆	14.6	14.6	11.4	11.4	3.2	3.2	-
〃	〃	B ₇	13.6	13.6	12.2	12.2	1.4	1.4	-
〃	〃	B ₈	3.1	3.1	0.4	2.4	2.7	0.7	2.0
〃	〃	B ₉	8.7	8.7	5.9	6.7	2.8	2.0	0.8
〃	〃	B ₁₀	4.1	4.1	1.6	1.6	2.5	2.5	-
〃	〃	B ₁₁	12.3	12.3	10.9	10.9	1.4	1.4	-
〃	〃	B ₁₂	7.2	7.2	3.0	3.0	4.2	4.2	-
〃	〃	B ₁₃	11.8	11.8	11.1	11.2	0.7	0.6	0.1
〃	〃	B ₁₄	13.2	13.2	8.2	8.2	5.0	5.0	-
〃	〃	B ₁₅	15.4	15.4	12.9	12.9	2.5	2.5	-
計			143.2	143.2	97.5	100.8	45.7	42.4	3.3
一戸當平均面積			9.5	9.5	6.5	6.7	3.0	2.8	0.2

階層別農地變動表 (その二)

天草における農地改革

借入地		引上げ られた 面積	買受 面積	經營面積		山林 面積	専業	兼業	牛飼 養頭 數	備考
改革前	改革後			改革前	改革後					
反 — — 0.4 — —	反 0.6 0.2 0.4 — —	反 — — — — —	反 — — — — —	反 2.6 9.6 13.1 2.0 3.7	反 3.2 9.8 13.1 2.0 3.7	反 2.0 7.7 14.0 — 3.1	兼 大 専 兼 専	工 業 治 理 業	1 1 1 — —	
0.4	1.2	—	—	31.0	31.8	26.8			3	
0.1	0.2	—	—	6.2	6.4	5.3			0.6	
2.5 0.5 1.1 3.9 4.6	2.5 0.5 0.6 1.0 1.1	— — — — 1.8	— — 0.5 2.9 1.7	16.5 3.1 5.9 8.0 11.7	16.5 3.1 5.9 8.0 9.9	40.6 — 1.1 — 0.4	兼 賃 専 兼 兼	摺 業 炭 業 業	2 1 1 1 1	八代農友會員
2.7 0.3 0.7 2.9	— — — 0.8	1.7 — 0.2 0.9	1.0 0.3 0.5 1.2	10.5 2.1 3.8 6.7	8.8 2.1 3.6 5.8	3.3 5.9 — 0.7	兼 小 兼 兼 兼	運 搬 侶 業 儲	1 — — 1	
19.2	6.5	4.6	8.1	68.3	63.7	52.0			8	
2.1	0.7	0.5	0.9	7.6	7.1	5.8			0.9	
4.7 1.8 3.9 1.9 3.4	3.2 1.1 1.8 0.7 —	— 0.5 — — 0.7	1.5 0.2 2.1 1.2 2.7	9.0 3.9 7.0 2.2 4.4	9.0 3.4 7.0 2.2 3.7	0.9 — — — 0.6	兼 種 専 兼 兼	牡 牛 業 業 業	1 — 1 1 1	
5.5 5.4 4.6 7.5 4.4	2.7 1.5 2.5 2.1 0.7	— 0.2 0.1 2.4 1.4	2.8 3.7 2.0 3.0 2.3	6.7 6.8 5.3 8.6 5.8	6.7 6.6 5.2 6.2 4.4	— — — — —	兼 山 兼 兼 兼	山 林 業 業 業	1 1 1 1 1	農組部落幹部
4.8 2.3	— —	2.3 —	2.5 2.3	8.1 3.2	5.8 3.2	0.6 1.3	兼 製 炭	炭	1 1	

打田部落における

天草における農地改革

階層別		農家 番 號	所 有 地		自 作 地		貸 付 地		引上	開放
改革前	改革後		改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	面積	面積
自 作	自 作	C ₁	反 3.1	反 3.1	反 2.6	反 2.6	反 0.5	反 0.5	反	反
〃	〃	C ₂	9.6	9.6	9.6	9.6	-	-	-	-
〃	〃	C ₃	12.7	12.7	12.7	12.7	-	-	-	-
〃	〃	C ₄	2.0	2.0	2.0	2.0	-	-	-	-
〃	〃	C ₅	3.7	3.7	3.7	3.7	-	-	-	-
計			31.1	31.1	30.6	30.6	0.5	0.5	-	-
一戸當平均面積			6.2	6.2	6.1	6.1	0.1	0.1	-	-
自小作	自小作	D ₁	14.0	14.0	14.0	14.0	-	-	-	-
〃	〃	D ₂	2.6	2.6	2.6	2.6	-	-	-	-
〃	〃	D ₃	4.8	5.3	4.8	5.3	-	-	-	-
〃	〃	D ₄	4.1	7.0	4.1	7.0	-	-	-	-
〃	〃	D ₅	7.1	8.8	7.1	8.8	-	-	-	-
〃	自 作	D ₆	7.8	8.8	7.8	8.8	-	-	-	-
〃	〃	D ₇	1.8	2.1	1.8	2.1	-	-	-	-
〃	〃	D ₈	3.1	3.6	3.1	3.6	-	-	-	-
〃	自小作	D ₉	3.8	5.0	3.8	5.0	-	-	-	-
計			49.1	57.2	49.1	57.2	-	-	-	-
一戸當平均面積			5.5	6.4	5.5	6.4	-	-	-	-
小自作	自小作	E ₁	4.3	5.8	4.3	5.8	-	-	-	-
〃	〃	E ₂	2.1	2.3	2.1	2.3	-	-	-	-
〃	〃	E ₃	3.1	5.2	3.1	5.2	-	-	-	-
〃	〃	E ₄	0.3	1.5	0.3	1.5	-	-	-	-
〃	自 作	E ₅	1.0	3.7	1.0	3.7	-	-	-	-
〃	自小作	E ₆	1.2	4.0	1.2	4.0	-	-	-	-
〃	〃	E ₇	1.4	5.1	1.4	5.1	-	-	-	-
〃	〃	E ₈	0.7	2.7	0.7	2.7	-	-	-	-
〃	〃	E ₉	1.1	4.1	1.1	4.1	-	-	-	-
〃	〃	E ₁₀	1.4	3.7	1.4	3.7	-	-	-	-
〃	自 作	E ₁₁	3.3	5.8	3.3	5.8	-	-	-	-
〃	〃	E ₁₂	0.9	3.2	0.9	3.2	-	-	-	-

(つゞく)

借入地		引上げ られた 面積	買受 面積	経営面積		山林 面積	専業業 兼 木挽製炭	牛飼 頭数	備考
改革前	改革後			改革前	改革後				
反 5.8	反 1.9	反 0.1	反 3.8	反 7.9	反 7.8	反 1.1	兼 木挽製炭	1	農組部落幹部
56.0	18.2	7.7	30.1	78.9	71.2	4.5		11	
4.3	1.4	0.6	2.3	6.1	5.5	0.3		0.8	
6.1	-	2.0	4.1	6.3	4.3	0.5	兼 日 備 兼 製 炭 兼 専 業	1 1 1	農委小作委員長超幹部
5.8	-	1.6	4.2	6.2	4.6	-		1	
6.1	4.8	-	1.3	6.4	6.4	-		1	
6.2	-	1.2	5.0	6.9	5.7	-		1	
7.7	4.2	2.0	1.5	8.2	6.2	1.0	兼 荷馬車運搬	1	
3.0	2.8	0.2	-	3.0	2.8	-	兼 製 炭 兼 電 工	-	
0.4	0.4	-	-	0.4	0.4	-	兼 商 業 兼 製 炭	-	
0.3	0.3	-	-	0.3	0.3	-	兼 製 炭 兼 山林労働	1	
8.3	1.9	0.7	5.7	8.3	7.6	2.0		1	
4.5	3.8	-	0.7	4.5	4.5	-			
6.0	3.1	0.6	2.3	6.0	5.4	-	兼 日 備 兼 大 工 兼 専 業	1 - -	
1.0	0.8	-	0.2	1.0	1.0	-		-	
1.6	-	0.5	1.1	1.6	1.1	-		-	
5.1	0.4	-	4.7	5.1	5.1	-		-	
62.1	22.5	8.8	30.8	64.2	55.4	3.5		8	
4.4	1.6	0.6	2.6	4.5	3.9	0.3		0.6	
-	-	-	-	-	-	4.5		-	元村長
-	-	-	-	-	-	-		-	引揚者元製炭専長
-	-	-	-	1.4	5.1	-		-	引揚者
-	-	-	-	-	-	-		-	
-	-	-	-	-	-	4.8		-	
-	-	-	-	1.4	11.0	9.3		-	
-	-	-	-	0.2	1.6	1.3		-	

(つゞき)

階 層 別		農 家 番 號	所 有 地		自 作 地		賃 付 地		引上 面 積	開 放 面 積
改革前	改革後		改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後		
小自作	自小作	E ₁₃	反 2.1	反 5.9	反 2.1	反 5.9	反 -	反 -	反 -	反 -
計			22.9	53.0	22.9	53.0	-	-	-	-
一戸當平均面積			1.8	4.0	1.8	4.0	-	-	-	-
小 作	自 作	F ₁	0.3	4.3	0.2	4.3	0.1	0.1	-	-
〃	〃	F ₂	0.4	4.6	0.4	4.6	-	-	-	-
〃	小自作	F ₃	0.3	1.6	0.3	1.6	-	-	-	-
〃	自 作	F ₄	0.7	5.7	0.7	5.7	-	-	-	-
〃	小自作	F ₅	0.5	2.0	0.5	2.0	-	-	-	-
〃	〃	F ₇	-	-	-	-	-	-	-	-
〃	〃	F ₆	-	-	-	-	-	-	-	-
〃	〃	F ₈	-	-	-	-	-	-	-	-
〃	自小作	F ₉	-	5.7	-	5.7	-	-	-	-
〃	小自作	F ₁₀	-	0.7	-	0.7	-	-	-	-
〃	〃	F ₁₁	-	2.3	-	2.3	-	-	-	-
〃	〃	F ₁₂	-	0.2	-	0.2	-	-	-	-
〃	自 作	F ₁₃	-	1.1	-	1.1	-	-	-	-
〃	〃	F ₁₄	-	4.7	-	4.7	-	-	-	-
計			2.2	32.9	2.1	32.9	0.1	0.1	-	-
一戸當平均面積			0.1	2.5	0.1	2.5	-	-	-	-
不耕作地主	不耕作地主	G ₁	4.4	4.4	-	-	4.4	4.4	-	-
〃	〃	G ₂	0.4	0.4	-	-	0.4	0.4	-	-
在村不在地主	自 作	G ₃	7.9	5.9	-	5.9	7.9	-	5.9	2.0
〃	〃	G ₄	20.3	5.1	1.4	5.1	18.9	-	3.7	15.2
村外不在地主	〃	G ₅	1.1	-	-	-	1.1	-	-	1.1
〃	〃	G ₆	5.3	-	-	-	5.3	-	-	5.3
〃	〃	G ₇	2.6	-	-	-	2.6	-	-	2.6
計			42.0	15.8	1.4	11.0	40.6	4.8	9.6	26.2
一戸當平均面積			6.0	2.2	0.2	1.6	5.8	0.7	1.4	3.7

細化はそれほど進行していないかの如く見える。

試みに改革前の各階層が、農地改革を通して経営面積内容をいかに

舊階層別改革前後経営面積比較表

	3反未満	3反5反	5反8反	8反1町	1町1.5町	1.5町2町	2町以上	計
地主自作	-	-	1	(2)	(1)	-	-	3
自作地主	4 (4)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	5 (5)	-	-	15
自作	2 (1)	1 (2)	-	1 (1)	1 (1)	-	-	5
自作小	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (3)	2	1 (1)	-	9
自作小	1 (1)	3 (4)	6 (7)	3 (1)	-	-	-	13
自作小	4 (5)	2 (3)	6 (6)	2	-	-	-	14
計	12 (12)	10 (13)	18 (18)	9 (8)	9 (7)	1 (1)	-	59

括弧内の数字は改革後における数である。

變動せしめたかを、右表によつてみれば次のごときことを示す。
地主自作は、五反八反より八反一町へ一戸上昇。

自作地主は變動ない。

自作は、三反未満より三反五反へ一戸上昇。

自作小は、一町一五町二戸が消滅して、八反一町二戸増加という下降現象を示す。

小自作は、八反一町二戸が減少、五反八反及び三反五反がそれぞれ一戸宛増という下降現象を示す。

小作は、八反一町二戸消滅、三反五反及び三反未満一反宛増という同様下降現象を示している。

これによつて自作以上の層は、無變化若くは上昇型であるが、自作以下小作層はいずれも下降型である。

これでもなお實態は捕捉されない。というのは二反乃至三反の巾を持つ各區分面積内部における變動狀態が明かにされないからである。しかもかかる小刻みの變動が、下層農家におけるほど、はげしく行われたことを階層別の各農家毎についてみれば明かである。すなわち、地主自作、自作地主各層のうち経営面積を擴大したものは、引上若くは小數の新規開墾によるものであつて、縮少したものは一戸もない。

自作層は、取上による變化はないが、微増しているのは新規開墾による借入地の分である。しかるに自作小層以下は、経営平均面積の減少が示すごとく、引上によつて耕作面積を縮小せしめられたものが多い。もちろん算術平均はそのまま全體の傾向をあらわすものではないが、一應の指標として考えれば、自作小の一戸

當平均經營面積七反六畝が七反一畝に、小自作において六反一畝が五反五畝に、小作においては四反五畝が三反九畝にまで減少している。特に引上げられた面積の大きいのは、五反一町までの比較的廣面積を耕作していた小作農家である。

多かれ少かれ引上によつて經營面積を縮小せしめられた小作農は、自作總數九戸のうち四戸、小自作一三戸のうち八戸、小作一四戸のうち八戸、總數三戸のうち二〇戸に及んでおり、取上げられた面積の合計は二町一反餘、平均一反強である。「統計の魔術」により、これら小面積の變動は、前掲のごとき概括表ではあらわれて來ないわけである。そして天草のごとき耕作面積の狭小な零細下層農の多いところでは、この三畝、五畝という小面積の縮小といえども、非常に大きな意味を持つものである。

かくして借入地の自作地化と、階層的には自作への上昇が行われたけれども、經營的には下層ほどかえつて零細化したのが、この部落の實狀である。そしてこの傾向は大體全村に共通するものである。

なお、引上面積のうちには、他部落地主及び不在地主による取上がふくまれていることを附記しておく。引上られた面積二町一反と引上面積一町五反との差六反はそれにあたる。

四、山林所有と專業業關係

下層農家の經營面積縮小は專業依存度を一層促進する。山林面積の所有形態に明かなように、その大部分は自作地主以上に集中している。專業形態にみられるごとく、この部落戸數の三分の一

は山林關係專業であつて山持地主に依存從屬せざるを得ないことをあらわしている。（自作地主は當地方で「かんば」と稱している山林仲買、舊小作層は山林勞働 すなわち肥後牛を使用して木材のひき出しを行つ「ぢびき」の外、杭木、薪材などの運搬に従事する。炭焼は各層にわたつて行つてゐるが、地主層の場合は、小作人を賃勞働雇傭か下請の形で行わしめてゐる場合が多い。）

七、むすび

以上のような内容の農革を行つてきた熊本村農地委員會が「優良委員會」になつてゐるということは、先進地帯の農革と比較された場合、奇異に感じられるかも知れない。それほどに、九州の邊り地帯における農革は、困難な道程を歩んできたということを示すものであらう。

村の委員會が優秀だといわれている點の主なものは、運営上、事務上の缺陷を比較的圓滑に克服したことは別として、第一に、熊本縣下でも珍らしいとされてゐるほど一筆調査による實態把握を克明になしとげたこと、第二に、それによつて九條三項の土地取上處理を「公正嚴密」に行つたと同時に、買収すべき農地は「一人一筆残らず」遡及買収をしたこと、第三に、農業用施設の買収等も廣範圍に行つたことなどである。しかしその内容、性質においては、改革前小作地の一二％にあたる一九町の引上が行われ、法件上の手續によつて最初の耕作者に復元賣渡されたものは、二町歩約一〇％にすぎず、殘餘の引上は「承認」によつて保

障、正常化されたものであること、逕及買収申請も積極的なものというよりは、むしろ「防衛的」性質の強いものであること、買収の機会も公正に「均等化」されたものとはいえないこと、未墾地買収のうち眞に零細農家が希望している小面積の町村委員会による計畫が進捗しないこと、交換分合は殆ど考慮外におかれていたこと等の限界乃至は缺陷を持つている。とはいえ、郡下の各町村では極く一部を除いて、一筆調査などは殆ど實施せず、買収計畫も調査日現在で行い、従つて逕及買収などはどういうものであるかも知らないところや、農業用施設の買収なども全くやつていないところが多いという實狀を考えれば、たしかに栖木村の委員會は「優良」だということにならざるを得ないであらう。天草の現段階において、いわば精一杯のことをやつたという意味においてである。

ところで、村の農地改革の「成功」の原因としては、次のようなことがあげられるであらう。

イ、委員會内部の一致が、後期においてよく保たれたこと。

ロ、村民に對する農革の趣旨が、後期において比較的によく浸透されたこと、従つて地主側の「不法」が抑制されると共に、小作人側の權利の主張が積極化されるような情勢がつくられていったこと。

ハ、委員會の會長が小作委員であり、農民組合長であると共に公正練達の人物であつたため、委員會に對する統制力の大きかつたこと。

ニ、後期における青年専任書記が、政治的にも事務的にも優秀な能力を發揮したこと。

ホ、農民組合が終始農革の推進的な背景になつていたこと。

ヘ、縣農地部の係官等による外的な指導が、委員會の運営も公正化するために作用したこと。

以上のような條件の複合が、「成功」をみちびいたとはいへ、農民組織の性格や、その指導者の考え方や、村民乃至農民組合員の意識程度が、結局限界になつてゐることは、しばしば述べたごとくである。にも拘らず、農民組合のあつたところとなつてゐることは、農革の内容に質的な相違のあることを隣接諸村の例が示してゐる。組合の比較的積極的な村では、相互的な影響もあつて、買収計畫の促進、土地取上の防止、逕及買収や農業用施設の買収も不十分ながら行われている。組合のない村では、「情實本位」にゆがめられてしまつてゐる。

しかしながら、村の農革の結果を、一般的な見地に立つてみた場合、なるほど小作地は全耕地の六割を占むる程度にまで開放され、自作農も廣汎急速につくられた。そして過去の高額物納小作料の重壓から解放されると共に、地主對小作人の社會的な人格的隷屬關係も弱体化され、かくして農村における基本的人權、對等的人間觀確立への契機の一つがあたえられたことはたしかであらう。その限りに於いて、今次の農地改革が意圖した歴史的進歩は一應達成されたともいえるであらう。とはいへ、それと同時に、下層農家における經營の零細化が、農革の進行自體のうちにおい

て、相當に行われたことは實際の數字が示すごとくである。

一方、不耕作乃至半耕作的ないわゆる「寄生」地主は、自作地主乃至自作化する過程において、村の規模における最大の水準に近い經營面積を確保することにより、上層農家として再編成された。これらの新しい上層農が、古い上層自作農と相ならんで生産力を増大せしめ、富農的なものとして發展するか否かは、今後の日本農業がおかれる一般的諸條件と、島としての制約的な諸事情の變化に規定されるだろう。今のところそれらの舊地主の多くは、既蓄積を山林その他の補充により、不利な條件においても急速に衰退することもない代りに、急激に發展する見込みもない。

これに反して、新しく自作農となつた大量の舊小作層は、たださえ耕作面積の稀小な地方において、さらにそれを縮少せられたものが多いというハンディキャップを負つて再出發しなければならぬ。農業の環境が一層惡化するような場合、これらの脆弱な零細自作農の運命は、さらに不安定になることが豫想される。

このことは、單に農地改革の繼續發展としてでなく、農業改革一般の問題として考慮、解決されていかねばならぬであろう。

〔附記〕 本報告はもともと記録、資料的なものであるが、村の農家の諸問題を、全般的に取扱おうとした關係上、概観的なものにならざるを得なかつた。個々の問題についての、さらに一層の具體的な掘下げを期したい。(一九四九・三・二四)

(熊本縣駐在研究員)